

福祉医療費受給者証(マル福カード)の 更新・新規交付のお知らせ!

現在使用されている乳幼児、ひとり親家庭の児童、心身障害者(社会保険の本人、または65歳以上の4～6級の人)の福祉医療費受給者証は7月31日までの有効期限となっていますので、新しい福祉医療費受給者証の交付手続きが必要です。また、新規該当者への交付も行いますので、忘れずに手続きをしてください。

【受付日程】

心身障害者	7月19日(火)・20日(水)
ひとり親家庭の児童	7月21日(木)・22日(金)
乳幼児	7月25日(月)～28日(木)

※指定された日に来られない場合は、7月29日以降に国保年金課(⑩番窓口)で手続きができます。

時間…午前9時～午後5時

場所…市役所第4庁舎臨時窓口(戸籍・住民票⑥番窓口向い)

必要なもの…健康保険証、案内ハガキまたは通知文書、現在使用している受給者証、印鑑、お持ちの人は身体障害者手帳・療育手帳・老人保健法医療受給者証

※17年1月2日以降に転入した人は、17年1月1日に居住していた市町村発行の16年中(17年度課税用)の所得証明書が必要です。(総所得金額、住民税控除金額、扶養人数が記載されているもの)ただし、給与収入のみの場合は、16年分の源泉徴収票(年末調整済)でも手続きできます。

○更新・新規交付の対象者には、7月上旬までに通知文書をお送りする予定です。

(問合せ) 医療給付係 ☎89-2166

◆福祉医療制度とは…

通称「マル福」と呼ばれており、病院などの窓口で支払う医療費を助成する制度です。

乳幼児(小学校入学前)のほか、身体障害者手帳(1～3級、65歳以上の4～6級)や、療育手帳(A)を持っている人、ひとり親家庭の児童(18歳になる年度の3月31日まで)が対象になります。

ただし、所得制限がありますので、前年の所得が基準額を超えると該当しません。

子供が生まれたとき、身体障害者手帳などの交付を受けたとき、ひとり親家庭になったときは、福祉医療費受給者証の交付申請をしてください。

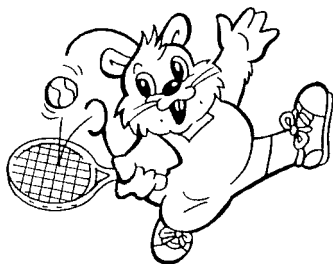
◆届け出が必要です

福祉医療費の受給者に異動があった場合は、届け出が必要になります。

健康保険証、福祉医療費受給者証、印鑑を持って手続きしてください。

- ・市内で住所が変わった
- ・加入している健康保険が変わった
- ・身体障害者手帳の等級が変わった
- ・療育手帳の障害の程度が変わった
- ・他市町村へ転出、受給者の死亡など

年金通信



保険料が納められないときは 「保険料免除」の申請を

国民年金は20歳以上60歳未満の人が加入する制度です。高齢になったときの老齢基礎年金や万が一の場合に障害基礎年金、遺族基礎年金が受けられます。

しかし、長い人生には思い掛けない病気や失業などのために保険料を納めることができない場合があります。そのような人のために、「保険料免除制度」があります。

(問合せ) 国民年金係 ☎89-2168

■保険料の免除制度

保険料の免除制度には、法定免除と申請免除の二種類あります。法定免除は、障害基礎年金を受けている人や生活保護法による生活扶助を受けている人などが該当し、申請免除は失業や経済的な理由で保険料を納めることが困難な人が該当します。申請免除には、保険料の全額が免除される「全額免除」と保険料の半額を納付し、半額が免除される「半額免除」があります。申請免除は、所得(収入)が基準額を下回る場合に承認されます。申請する場合は、年金手帳、印鑑を持参し市役所の国民年金の窓口(第4庁舎⑨番窓口)でご相談ください。

